

青税連

1999.5.15



もうすぐ夏ですが…
今年は今青税埼玉大会できまり!

121

122

123

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木ロビン303
TEL.03(3354)4182 FAX.03(3354)4085

CONTENTS

No. 121
1999 . 5

◇各種研修会開催される

地方公共団体の外部監査制度の研修を終えて3~5

〈岐阜青税〉 二宮高之

講師 池田昭義先生からのメッセージ5

池田昭義

法人事業税外形標準課税の研修を終えて7~9

〈名古屋青税〉 秦 隆文

◇全青税を考える10~13

〈東京青税〉 富田光彦

〈神奈川青税〉 増田和明

〈埼玉青税〉 伊東洋子

〈千葉青税〉 中村新太郎

〈名古屋青税〉 久野耕嗣

〈岐阜青税〉 林 秀樹

〈近畿青税〉 中江嘉和

◇規制緩和委員会の活動について14~17

〈法対策部長〉 木下盛弘

◇11月14日千葉へ全員集合 !!18

〈研究部長〉 桐谷美千子

◇おもいっきり全国大会予告編19~20

〈実行委員長〉 高橋節男



地方公共団体の外部監査制度の研修を終えて

法対策部制度対策委員会 委員長 二宮 高之

はじめに

さる3月27日(土)、労働スクエア東京において、多くの会員が注目されている地方公共団体の外部監査制度に関する役員研修会が、東京青年税理士連盟の共催を得て開催されました。講師は、長年にわたり、地方公共団体の監査委員を歴任され、この道の第一人者であられる、池田昭義先生をお迎えいたしました。

池田先生は、昭和4年に東京でお生まれになり、昭和28年に中央大学経済学部を卒業、昭和37年に公認会計士第三次試験に合格され、同年東京都監査事務局に勤務されました。昭和41年に同職を退職され、それ以後昭和42年に東京都専門委員・昭和45年に保谷市代表監査委員・昭和51年に川崎市専門委員などを経て、平成10年より自治大学校で監査論の教鞭をとっておられます。また、日税連の研修講師としてもご活躍です。

さて、昨今は地方分権の推進が行われる中、これまで以上に、地方公共団体の自主性の強化が求められる時代が到来していると言えます。

平成9年度第140回通常国会で、新たに地方公共団体に外部監査制度の導入が決定されました。これを受けて政府は、平成10年7月17日「地方自治法施行令」の改正を閣議決定し、平成10年10月1日より地方公共団体には、その支払行為を第三者によって「検査」「立証」する外部監査が義務付けられました。この改正により、財務管理や事業運営等を監査する「外部監査人」が新設され、その担い手として、私ども税理士もその他の資格者(公認会計士・弁護士等)と同じく法律で規定されました。この背景には、全国各地の市民オンブズマンや、マスコミ報道等の指摘によって住民の批判の的となった地方公共団体の「官官接待」「カラ雇用」「カラ出張」等、一連の公費の不正支出事件が大きく影響していると言えましょう。

以下、今回講演をいただいた内容について、次のとおりとりまとめ報告致します。

史の変遷

わが国における地方公共団体監査制度の沿革は、これを4期に分けて考察することができます。

第1期は、明治32年の府県制、明治44年の市制町村制の施行から昭和18年の地方制度の改正までの時代であり、この間は議決機関である地方議会が、執行機関である長を監査する時代であったようです。

しかしながら、この時代における監査機能は、当時の地方公共団体の事務に対する行財政両面にわたる強力な国の指導監督下に置かれ、十分な効果が得られませんでした。

第2期は、昭和18年の地方制度の改正から昭和20年、第2次世界大戦の終結までの時代であり、この間は、知事・市町村長が自ら自分の実施した行為を監査する「自己監査」、いわゆる、内部監査の時代であったようです。

昭和18年戦局の逆転により本土決戦態勢の下で行われた地方制度の改正によって、中央集権的な性格が濃厚となり、府県市町村はすべてその自治性を喪失し、国の戦時行政実施担当機関となってしまったのです。

第3期は、昭和20年の終戦、昭和21年10月の終戦後の第1次地方制度改革から昭和22年の地方自治法の制定までの時代であり、この間は、監査委員による監査がはじめて実施された時代ではありますが、このときの監査委員も、長の補助機関である職員(吏員)がこれに当たっています。

第4期は、昭和22年4月の地方自治法の制定から現在に至るまでの時代であり、この時代は、議会からも独立し、長からも独立した特別な執行機関としての監査委員が監査をすることになった時代です。

昭和22年から昭和37年までの間に数回の改正がなされましたが、昭和37年3月の地方財務会計制度調査会の答申に基づき改正された昭和38年の地方自治法の改正では、当該答申が財務における監査機能を重視すべきことを強く指摘したこともあって、監査委員制度に画期的な改正が行われ、地

方公共団体監査の充実強化が図られました。また、すべての地方公共団体に監査委員を必置制としたことは、その職務権限を財務監査に限定した事と共に、監査委員の実施する監査を、住民に代わって、住民のためにする監査の方向へ、強く推進しようとする意図があり、従来よりも一層「内部監査」から「外部監査」への性格を明らかにしたものとと言えます。

その後、平成3年の地方自治法の一部改正では、機関委任事務を監査対象としたことに伴い、行政監査も実施するように監査権限が拡充されてきました。

続いて、平成6年9月26日には、全国知事会など地方6団体から公表された「地方分権の推進に関する意見書」において監査委員の監査に加え、財務監査については、外部監査制度を導入することが提言されて以来、その気運が加速し、平成10年10月からの施行に至っております。

研修概要

まずはじめに、池田先生が30年に渡るご自身の経歴を話され、その実体験の裏話を含めながら、地方公共団体の外部監査の環境とその必要性の話がされました。

講義は、監査論の定義について始まり、監査委員監査の意義・近代地方自治の三原則と監査委員制度・監査委員監査の機能と本質と独立性・専門性について話されました。その中で、監査委員の統制機能について特に強調され、その摘発的機能・批判的機能（経済性・効率性・有効性）・指導的機能の認識の大切さを学説的見地から述べられました。

次に、外部監査を行う上での会計上の誤謬と不正の内容について説明があり、外部監査上における誤謬（善意）と不正（悪意）の認識を改めて考えさせられました。

また、監査計画をどのように立てていくかを、ご自身の経験から具体的な事例を挙げながら、その意義と効果を説明されました。

続いて、監査技術についても述べられ、毎年度外部監査人が自ら決定したテーマで監査する今回導入された「包括外部監査」と、議会や住民からの監査請求に基づいて外部監査人が選任され監査する「個別外部監査」における監査上の着眼点を

示され、監査技術の種類とその長所と短所についても言及されました。

このような流れのもとに講義をしていただきましたが、その内容は、池田先生ご自身の経験から述べられており、監査論の学説に忠実に従いながらも、実務との相関性をうまくリンクさせて説明された点が、講義の内容として強く印象に残ったことと思います。

むすびに

以上のとおり、実務的かつ実践的でわかりやすい総論的講義を受け、この新制度に取り組む意義は十分に理解することができましたが、現実には越えなければならないハードルが数多くあることを痛感したのも事実です。

しかし、すでに平成10年10月より「北海道」では公認会計士が、平成10年11月より「山梨県」では弁護士が、本年1月より「広島県」では弁護士及び公認会計士が、それぞれ外部監査人として選任を受け“みなし公務員”として従事されております。

また、講義を受けた直後の4月からは、全国84の地方公共団体（都道府県47、政令指定都市12、中核市25）において、外部監査人の導入が義務付けられました。これを受けて、別紙「平成11年度外部監査人選任状況」をご覧のとおり、各資格者が選任を受けておられます。

この選任状況によると、私ども税理士が望ましいとして選任を受けたのは、日税連森会長が在任される「京都市」だけに留まっております。また、外部監査人をサポートする数名の「補助者」も選任されることとなりますが、これらに税理士がどのように選任されていくか気掛りなところです。

地方公共団体が、外部監査人をどのような考えで選任したかは、様々な理由があると考えられます。しかし、資格者の一人である税理士として、この結果をどのように受け止めればよいのでしょうか。日税連では、導入が義務付けられた地方公共団体と事前に接触を持ち、積極的にアピールされたと承知していますが、その成果は、いかなるものかと思われます。

今回の講義を受けて、外部監査人として選任を受けるためには、税理士業界として、更なる充実した適確な取り組み体制を整備していくことが大

切であると感じました。

まして今後は、今回の84の地方公共団体の対応によって、全国各地の地方公共団体もこの条例化に踏み切れることは確実です。この制度の定着化が進むにつれ、地域に密着した税理士に外部監査人登用への期待は高まっていくと、講義の中でお話がありました。この新制度が、私どもにとって未来に向けた新しい職域と捉え、今日より研鑽を積んでいくことが不可欠だと思います。

終わりに、池田先生よりメッセージを頂くことが出来ましたのでご披露申し上げて結びと致します。

☆ 池田昭義先生からのメッセージ

平成11年度から改正地方自治法に基づき、わが国の税理士業務に新たに地方公共団体の外部監査が含まれることになり、21世紀に向けて税理士の業務領域が格段に拡張されました。誠に喜ばしい次第です。

地方自治法は、監査委員による監査を第199条で規定し、外部監査人による監査を第252条で規定しています。いずれも監査対象は、主として地方公共団体の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理となっています。

このふたつの異なる監査を実際にどのように調整し、運用すればよいのかということが新たに問題になります。住民の立場からは、いずれの監査も不特定多数の住民に代って、不特定多数の住民のために行う監査ですから、最も合理的な調整の仕方は、外部監査人は監査委員監査のウィーク・ポイントを重点的に監査することだと思います。監査委員監査のウィーク・ポイントは、公営企業会計監査と外かく団体監査と工事監査です。

3,300余ある地方公共団体の外部監査の担い手として、全国青年税理士連盟は、今後とも一層地方公共団体監査について研鑽を積み重ねることを希望する次第です。



☆ 講師著書のご案内

外部監査制度ハンドブック	ぎょうせい
監査基準のつくり方・考え方	学陽書房
監査実務質疑応答集	学陽書房
監査制度 仕方・受方の実務	学陽書房
地方公共団体の外部監査制度	三樹書房

「平成11年度 外部監査人選任状況」

都道府県	外部監査人資格	氏名
東京都	公認会計士	筆谷 勇
北海道	公認会計士・税理士	田中 新一
青森	公認会計士・税理士	岡井 眞
秋田	公認会計士・税理士	高井 宏司
岩手	公認会計士・税理士	佐々木東輝
宮城	公認会計士・税理士	西村 一男
山形	公認会計士・税理士	中山 眞一
福島	公認会計士・税理士	齋藤 忠
茨城	公認会計士・税理士	衣笠 秀夫
栃木	公認会計士・税理士	石嶋 吉造
群馬	公認会計士	岩丸 稔
埼玉	公認会計士	寺山 昌文
千葉	公認会計士	榊原 茂彦
神奈川	公認会計士	安久 壽
新潟	公認会計士・税理士	伊藤 正博
富山	公認会計士・税理士	内山 俊彦
石川	公認会計士・税理士	宮崎 文夫
福井	公認会計士・税理士	松田 俊雄
山梨	弁護士	岡島 勇
長野	公認会計士・税理士	小林 邦一
岐阜	公認会計士・税理士	後藤 等

静岡	公認会計士・税理士	田中 範雄
愛知	公認会計士・税理士	長谷川 新一
三重	公認会計士・税理士	山下 義夫
滋賀	公認会計士・税理士	八幡 知行
京都	公認会計士・税理士	中野 淑夫
大阪	弁護士	木村 保男
兵庫	公認会計士・税理士	井堂 信純
奈良	公認会計士・税理士	西 育良
和歌山	公認会計士・税理士	楠見 恭平
鳥取	公認会計士・税理士	高橋 務
島根	弁護士	周藤 滋
岡山	公認会計士・税理士	小川 洋
広島	公認会計士・税理士	高橋 義則
山口	公認会計士・税理士	神田忠二郎
徳島	弁護士	島田 清
香川	公認会計士・税理士	左光 幸男
愛媛	公認会計士・税理士	河野 弘
高知	公認会計士・税理士	武田 裕忠
福岡	公認会計士・税理士	進谷 庸助
佐賀	公認会計士・税理士	池田 壽清
長崎	公認会計士・税理士	鳥巢 維文
熊本	公認会計士・税理士	石見 敏行
大分	公認会計士・税理士	佐藤甲子夫
宮崎	公認会計士・税理士	大塚 重孝
鹿児島	公認会計士・税理士	田畑 恒春
沖縄	公認会計士・税理士	城間 貞

中核市	外部監査人資格	氏名
秋田市	会計検査院OB	大野 尚造
郡山市	公認会計士・税理士	上石 三好
宇都宮市	公認会計士・税理士	内野 直忠
新潟市	公認会計士・税理士	近野 茂
富山市	公認会計士・税理士	碓井 太吉
金沢市	公認会計士・税理士	井上 政造
岐阜市	公認会計士・税理士	所 直好
静岡市	公認会計士・税理士	城塚 浩
浜松市	(5月選任予定)	
豊田市	公認会計士・税理士	河合 銀一
堺市	弁護士	家近 正直
姫路市	公認会計士・税理士	服部 和幸
岡山市	(6月選任予定)	
福山市	弁護士	土本 育司
和歌山市	公認会計士・税理士	本田 壽秀
高知市	公認会計士	小野 和男
大分市	公認会計士	秦野 晃郎
長崎市	公認会計士・税理士	久松 清彦
熊本市	公認会計士・税理士	林田 素行
宮崎市	公認会計士・税理士	竹之内敏伸
鹿児島市	公認会計士・税理士	小野 道夫

第2567号

「納税通信」に掲載されたもの

政令指定都市	外部監査人資格	氏名
札幌市	公認会計士・税理士	花岡 英司
仙台市	公認会計士	橋本 和巳
千葉市	公認会計士	鈴木 啓之
横浜市	公認会計士	佐藤 良二
川崎市	公認会計士	森谷伊三男
名古屋市	公認会計士	加藤 明司
京都市	税理士	村中 平治
大阪市	公認会計士	中西 清
神戸市	公認会計士・税理士	大谷 勉
広島市	公認会計士・税理士	中間 信一
北九州市	公認会計士・税理士	福田 義徳
福岡市	公認会計士・税理士	藤田 和子



法人事業税外形標準課税の研修を終えて

秦 隆文

平成11年2月13日、名古屋において、法人事業税外形標準課税の研修会を行いました。拙い私ではありましたが、名古屋青税の研究部のメンバーと当日パネラーとして参加して下さった名倉・井上両先生のご尽力のおかげで、素晴らしい研修会になったのではないかと思います。

私としては、当日の研修会の状況とか、みんながどれだけ頑張ってくれたかとか、全青税で初めて研修会を行った私の緊張と感動とか、そういうことを書きたかったのですが、今回は広報部からの要望もあり、当日参加されなかった会員の皆様のために研修会の内容を中心に書いていきます。ただ紙面の都合上要点のみを簡単に記することになるかと思いますので、その点ご了承ください。

I 外部標準課税の意義と問題点

① 事業税外形標準課税導入の背景

現行の事業税は、企業所得を課税標準としている。企業所得、すなわち利益、つまり、能力に応じて税負担をするという「応能原則」である。現行の事業税を鑑みた場合、下記のような多くの問題点が浮き彫りになってくる。

- ・所得課税であるため、景気変動の影響を極めて強く受け、税収が大幅に変動する。
- ・赤字企業は、行政サービスを受けても、その対価としての税を支払わないという事態が生じる。
- ・現行事業税の税収は特定の都道府県に極端に偏っている。

これらの問題点を解決するためには、事業者がその活動を行うにあたって地方公共団体から受けている各種の行政サービスに対し、経費として平等な負担を求めていくことが必要である。この考え方に基づく課税方法を「応益課税」という。そして、この応益課税を実現させるための手段として考えられるのが、外形標準課税の導入なのである。

地方団体から受ける各種の行政サービスの受益水準は、企業の活動規模・量とほぼパラレルと見てよいであろう。従って、事業規模・活動量が多い企業ほど行政サービスの利用水準が高く、より多くの恩恵を享受していると考えられる。すなわち、事業税の課税標準に、外見から見た企業の規

模・活動量を指標とする何らかの外形標準を導入することは事業税の本来の姿なのである。

② 課税ベースに対する個別的検討

外形標準課税は細部に関わる情報なしに外見から把握できる指標を用いる。従って、これらの外形的尺度のいずれが課税ベースとして最適であるかについての選択が最重要課題となる。これらの中には産業間で負担上の不公平を生じるものもあり、2種類以上の組み合わせも含めてできる限り資源配分に対して中立的な課税ベースを選択しなければならないであろう。

現在、大きく分けて次の2つの考え方がある。

「加算法による所得型の付加価値税」

付加価値の中でもとけわけ企業の付加価値の分配に着目し、資本が受け取る利潤・労働者が受け取る賃金・土地の提供者が受け取る利子などを合計したものを課税標準とする方法。

「減算法による消費型の付加価値税」

総売上から固定資産・原材料・商品等を控除して付加価値を算定し、これを課税標準とする方法。

この2つの方法には、それぞれに長所・短所がある。

i 所得型付加価値税の長所

- ・課税所得の構成要素である企業所得・賃借料・給料・利子などはなじみやすく、合理的な妥当性もある。また、これらの項目は通常の会計の基本項目であるので、算定にあたっては比較的容易に行うことができる。
- ・所得型付加価値税は企業の生産段階で課税されるので、税の課税地と帰属地が一致しているため、地域的整合性がある。

ii 所得型付加価値税の短所

- ・輸入品には課税されないの、輸入品と競合する製品を生産している国内生産者は、課税分だけ競争上不利になるため、この差を調整する国境税調整が必要になる。
- ・これまで企業の所得を課税標準とする法人事業税の税収が高かった地域は減収となり、そうでなかった地域は増収となる可能性がある。
- ・付加価値を算定する場合、賃金が大きなウェイトを占めるため、賃金を主たる課税標準とする

課税では、雇用に対してマイナスに作用するという指摘がある。

iii 消費型付加価値税の長所

- ・付加価値とは売上高から必要経費を差し引いたものであり、概念上大変分かりやすい。
- ・所得型付加価値税の場合困難とされた輸入品との国境税調整が技術的に可能となる。
- ・売上高から固定資産購入費等の生産要素費用を控除するため、大量の設備投資等を行う事業者にとっては税負担が軽くなり、投資促進効果が期待される。

iv 消費型付加価値税の短所

- ・概念的には簡明であるが、現実には、どの売上からどの仕入れを差し引くかについて明確に決める必要があるし、租税特別措置などによる品目や取引に対する非課税や課税の減免などを考慮する必要があり、一般的にはその手続きはかなりの負担を強いることが予想される。
- ・消費型の付加価値はその課税標準が地方消費税と基本的に同じであるため、課税の重複という問題が生じ、税制の複雑化も予想される。

③ 外形標準課税の効果

外形標準課税の効果が以下のように要約されるであろうことは、すでに「① 事業税外形標準課税導入の背景」で述べたとおりである。再掲する。

- ・地方税の基本原則である、応益課税の明確化。
- ・税収の安定化（地方分権の推進）。
- ・赤字法人課税の適正化（負担の公正化）。

ここでは、これらの要約をもとにしつつも多少見方を変えて述べていくことにする。

i 地方公共団体の歳出の肥大化の予防

この第一の理由としては、外形標準課税の導入により、地方公共団体の歳出に対するチェックの目が厳しくなるのではないか、ということがあげられる。また、過去には、景気拡大期に伸長した税収にあわせて肥大化してしまった歳出規模を景気後退期に税収が減少したにもかかわらず縮小できなかった、という苦い経験があるわけだが、外形標準課税による税収は安定的であるため、歳出の肥大化を事前に予防できるのではないかと考えられるのである。

ii 実質増税

外形標準課税の導入により赤字法人にも納税の

負担を強ければ、黒字法人の負担を軽減することが可能となり、表面的には法人税の実行税率を低下させることに寄与する。しかし、中小零細企業でなおかつ赤字法人である場合、当然増税となり、現実にそれだけの負担ができるかどうか大きな問題となる。ただ、外形標準課税支持派からは、中小零細の赤字法人の多くは同族関係者への役員報酬や交際費の損金算入制度により赤字となっているのだ、という批判もある。

また、この件に関して、東京税政連から非常に興味深い資料を提出していただいたのでご紹介させていただきます。

ひとつは、赤字法人であっても、有用な財貨、サービスの提供、雇用の創出等により地域社会に貢献したうえで、各種の国税、地方税を負担しているのだ、という資料です。具体的には、法人住民税（均等割）・固定資産税・消費税・事業所税・特別土地保有税・印紙税・不動産所得税・登録免許税・自動車諸税・参考として社会保険料（事業主負担分）があげられていました。

もうひとつは、大規模なアンケート調査に基づくシュミレーションの中間集計結果の資料です。これは、税引前当期純利益、役員給与・従業員給与・法定福利費・福利厚生費・支払利息・割引料・動産・不動産貸借料（リース料を含む）で構成する所得型の付加価値を課税標準とし税率を2%と設定して計算しているのですが、これによりますと、たとえ黒字企業であっても課税所得が2800万円超でないと実質増税になってしまうとのことです。

iii 凍結納税制度の導入

経済界から根強く要望されている凍結納税制度の導入を視野に入れた場合、現行の事業税のように所得を課税標準としていると、黒字の親会社が凍結対象となる赤字の子会社との損益通算により結果としてどちらからも事業税を徴収できなくなってしまう。このことを考えれば、早期に外形標準課税を導入し、経済界からの要望の強い凍結納税制度をスムーズに導入することが、わが国企業にとっての国際競争力の増強につながるのかもしれない。

II 法人課税の国際的比較

要するに、日本の法人課税負担は諸外国に比べ

て高すぎる、ということである。しかも、その課税標準はほとんど利益に集中している。このことが収益性を高めようとする企業の自己努力に水を差し、ひいては、国際競争力を弱める結果となっているのである。

また、法人課税を国税と地方税とに分けた場合、日本は地方税の比率が高く、国際的に見た総合的な法人課税の高さは主として日本の地方法人課税の高さに起因するといえるのである。

以上のような状況が、法人事業税外形標準課税の導入が言われるひとつの背景となっているのである。

Ⅲ 事業税の変遷およびその歴史的背景

そもそも日本の事業税のルーツをたどっていくと、大正15年ごろまでは事業の外形を課税標準とするもの（営業税）であったようである。

それが、第一次大戦後の好況・産業の発展・所得の総合的補足が可能になったこと・大衆課税化等により、所得課税が抜本的に強化されることとなったのである。

また、所得課税へ移行していった背景には、中小工業者による激しい営業税廃減税運動があった。外形標準課税であったがために中小工業者への営業税の負担が重くなっていたのであり、ある意味では、この頃からすでに外形標準課税に対する反対運動が起こっていたと言えるかもしれない。

現在の外形標準課税導入の議論は、直接には昭和24年のシャープ勧告に基づく。しかし、改正への動きは迫力を欠き、むしろ現行の事業税が府県税の基幹税として定着し成長していった。その背景には高度成長により潤沢な税収がもたらされたことがあげられる。

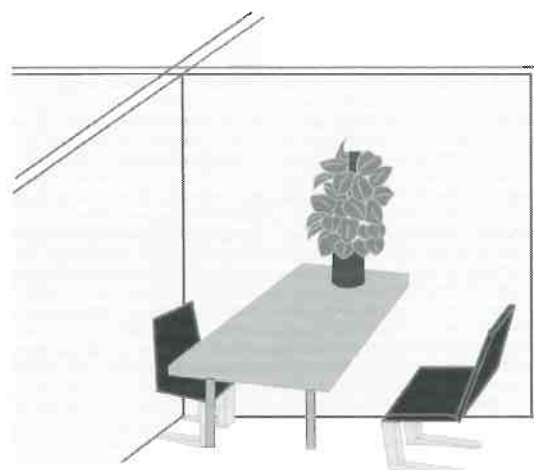
しかし、石油危機によって地方税収が大きく落ち込み地方自治体の財政危機が深刻化すると、地方税収の安定的確保と税負担の不均衡は正の視点からあらためて事業税の外形標準課税の主張がされることとなったのである。

このようにして歴史を振り返ってみると、外形標準課税導入の議論は、税の公平化・妥当性という観点からよりも、むしろ、国・地方・大企業・中小企業者それぞれの立場の都合、そして、それらを取りまくその時々での社会の状況によってなされてきたと言えるのである。

事業税課税の外形標準化の問題は、租税原則的な観点から税源の再配分問題をも含めて幅広く議論されるべきであろう。それは同時に、担税力を補足し長期的視野から成熟社会を支える税制づくりに貢献するものでなければならない。

最後にこの研修（文章）はほとんど名古屋青税が発行した小冊子を基にしていることをお話ししておきます。本来ならば、「Ⅱ 法人事業税の国際的比較」や「Ⅲ 事業税の変遷およびその歴史的背景」の部分もかなり力を入れたのですが、紙面の都合と重要度の観点から、かなり割愛しました。

また、表現方法上の都合から、わざと「です・ます」調と「だ・ある」調とを使い分けさせていただきました。読みにくかったかもしれませんがご容赦ください。



●● 全青税を考える ●●

今回、各単位会の代表等の方々をお願いして全青税に対する思い、メッセージ、思い出等々を書いていただきました。会員皆さんは、全青税についてどんなイメージをお持ちですか？

〈東京青税〉 富田光彦

全青税、つまり全国青年税理士連盟は、この業界にたくさんある任意団体のなかでも、全国組織であること、その組織率、歴史からいって、別格である。全国に散らばっていた「あおぜい」の輪を、一つにまとめた先輩方のその先見性と御努力に敬意を表するものである。

「あおぜい」の理念は、言うまでもなく「納税者の権利」を守り「国民のための税理士制度」を確立することである。その理念を実現するにはどうすればいいのか。その具体的な方法論としてわれわれは様々な意見書を日税連・政府・行政に対し提出しているが、それもわれわれが全国組織であるからこそ出来るのである。全青税がたんなる連絡協議機関であるならば、意見具申をする資格はないといわねばならない。われわれは全国の青税の仲間を代表しているという自負心を持って会を運営しなければならない。それには運営が明るく開かれたものであり、また様々なことの決定はしっかりした手続きが必要となる。

現在の全青税の運営はどうか、その一部を担っている者の一人として自己評価をしてみると。昨年8月に麻木執行部が誕生し、近畿から初めての会長ということで、これで名実ともに全国組織となったわけだが、現在は麻木会長を藤田総務部長をはじめ近畿のメンバーが支え、会長の明るい性格もあいまって、理事会などは、様々な意見が言える雰囲気がある。その中から生まれてきた様々な意見書等は、まさに現在の執行部の等身大を映し出しているといえよう。特に「規制緩和」という、今までのアプローチでは解決できない問題に対し全国レベルで意見書をまとめ規制緩和委員会に提出できたのは意義があったことだと思う。そこでは様々な地域の意見が出され、その中できちんとした手続きによりまとまったのは当

然のことであるが、そこで学んだ民主的な手続きをそれぞれが各単位会の運営に反映していけば、さらに全青税の意義が増すと思う。

いずれにしても全青税発の「意見」がなくなれば、その存在意義はなくなるということを、肝に銘じて、今後とも全国の仲間と議論を重ねていきたいものである。

〈神奈川青税〉 増田和明

早いもので、私が全青税の理事会に顔を出すようになってから、5年近くが経ちました。最初の頃、私の全国青税のイメージは、言葉の表現では難しいのですが、色に例えれば、寒色系のイメージが強かったようです。「暗くていやな」という意味ではありません。理事会での議論は、真剣に行われていて好感が持てましたし、発言の内容も深い知識と研究に裏打ちされていることが、「素人」である私にも分かり、感銘を受けました。理事会に出席している理事の方々と自分との知識の差に気づき、当時の私は（今でもそうですが）、自分の不明さを恥じるばかりでした。ただ、どうも全青は固すぎるというのが、不真面目人間である私の性格とバッティングして、先ほどのイメージを持ったのだと思います。

しかし、最近はそのイメージも大分違ったものになっています。私が真面目人間に変わるはずもありませんから、おそらく変わったのは全青の側だと思います。勿論、全青が墮落したのではありません。毎回理事会で行われる議論は、以前にもまして真剣に行われており、特に要望書の提出の時など、議長が取りまとめに苦勞するほどです。

では何が変わったのでしょうか？

まず、この1、2年、理事会の場が明るくなった気がします。真剣な議論や討論、報告が行われる中にも、時には笑い声も交じり、私の苦手だった重い雰囲気が和らぐことが多くなりました。また、各単位会の意見・発言も、以前より率直な、本音に近いことが聞けるようになったように感じます。

全青税は、全国の青税の集合体ですから、地域地域によって、その基盤となる環境が異なり、考え方、日々の活動も違ってくるのは当然なことです。しかしこのことは、言葉で理解できても、大

きくなった組織の運営上どのように実践していくかは、なかなか困難なことです。幸いにして三年前に、初めて名古屋から、本年度は近畿から会長が選出されたことは、この当たり前のことが実践される、良い契機になったのではないかと考えます。このことが、最近の理事会が、以前とは少し違った、活発な理由ではないかと思えます。

先輩諸兄の中には、最近の全青税にご不審・ご不満がある方もおりましたが、大丈夫です。私たちは着実に前進しております。

〈埼玉青税〉 伊東洋子

全青の活動の中で、最も身近なものは、秋季シンポジウムです。平成2年の名古屋以降、出産直後の刈谷西尾を除いて参加させて戴いています。大枚はたいて参加する偉い講師の話でもなく、学術研究討論会でもなく、それぞれの単位会がカラーを出して会員自ら勉強し発表する形式は、大変楽しいものです。又、埼玉には居ないキャラクターの税理士が多い為、場所柄ってほんとにあるんだなあといつも思っています。

総会に関しては、何故か大阪、横浜、岐阜とわずか3回のみで、元年の埼玉大会も知りません。今までは主婦の、単身での参加となり、知り合いの少ない大会にあまり乗り気が起こりませんでした。

理事会はというと、埼玉の代幹に就任した翌日の平成10年7月5日の理事会がデビューでした。今まで全青の理事会は恐ろしくて怖いもので、絶対に近づいてはいけないという気持ちが私の心を占めていました。話すまい、目立つまい、恥をかくなまいの理事会は、Tシャツ、短パン、サンダル姿の出席者の姿に驚き、予想していた所よりは怖くありませんでした。当日の内容が、8月の総会の準備だった為、それなりの議論は飛び交っていましたが、想像するに、あの荒れた横浜大会の前の理事会とはきっと違っていただいのでしょうか？全青の執行部は、各単位会から理事が選出されているわけですが、個人の個性で成り立っているわけで、とりあえず安心いたしました。

今年度は理事会後に、役員研修会を多く開催していますが、前回の東京に限らず、今後も主催場

所の会員にオープン研修とすることが望ましいと思います。

又、全青の中核である制度問題に関しては、埼玉青税として独自に行動するということが少なかったので、私自身がもっと意識して、全青と共に取り組んで行きたいと思えます。

最後に、この後8月1日の埼玉大会INハワイアンズに向けて仕事が待っています。

今年の夏を暑くするために、皆様の参加ご協力をよろしくお願いいたします。

〈千葉青税〉 中村新太郎

私がまだ受験生だった10年程前、日本中が熱病に覆われていたのをよく覚えています。人々はとり憑かれた様に「消費税反対」を唱え、賛成はおろか“前向きな検討”すら拒絶された時代。知人が公の場で議論を活性化するために「万一消費税が導入となった場合にどう対処すべきか」を提案したとき、「そんな前提は言語道断」と罵倒され一蹴された記憶も古くはありません。その後法案は可決され、消費税が施行となりました。その時まで、ほとんどの人々が消費税導入時の具体的運用の検討を怠ってきました。そのため“各種届出書の提出期限”、“簡易課税制度の運用”はじめ、立法前に当局以外の税理士等の専門家が真剣に研究に取り組んでいれば避けることができたはずの多くの問題を後に残す結果になってしまったと思います。

グローバルな視野での検討から目をそむけ、限定された方向からしか物事を見ようとしない。そんな状況に当時の全国青税も例外とはなり得なかった様に思います。人の思うところは様々ですが結果だけはひとつです。それだけが原因だとは思えませんが、多くの誤解が生まれ少くない数の単位青税が全国青税から去っていったことは事実です。正直なところ昨年単位会の代表を引き受けさせていただいたとき、全国青税に期待することなど個人的にはあまりありませんでした。ただ、日税連はともかくとして税理士会で唯一身近に思える全国組織、そんな漠然とした想いがあっただけでした。ですが、岐阜の総会で麻本新会長のお話を伺ったとき、“この人は本気でそんなことが今

の青税でできると思っているのか”、“全国青税にこんな人材をトップに迎える土壌が存在しえたのか”と驚愕した次第であります。麻木会長の言葉に嘘偽りは無く、“全国青税の誤解を解く”という目標も含め献身的に会務を遂行される姿には感銘し、心より尊敬いたしております。今、全国青税は私が思うところの真の中立公平な組織へと変貌しつつあると思います。価値観の統合ではなくその最大公約数を求めようとする努力を現執行部は続けています。現実には“全国青税の誤解を解く”ことは極めて困難で、いまだ熱病の後遺症に執行部は悩まされているようですが、今後ともこの姿勢を続けていただきたいと願っております。

〈名古屋青税〉 久野耕嗣

私、平成10年度名古屋青税（以下名青税）会長を務めました久野と申します。名青税は名古屋市内9支部と市外1支部の計10支部で構成されています。私はその市外というか郡部というか田舎というか郊外の1支部所属であります。名青税構成比僅が5%足らずの小さな支部（正会員10名）ですから、支部の活動といっても地味なもので、上部組織の名青税に対しても最小限度のお付き合いでしたから、その支部の一員としてみる全青税は異次元の世界でした。忘れもしない平成9年10月とある居酒屋で酒が弱かったがために名青税会長を引き受けることになったとき、薄れゆく意識の中で『全青税どうしよう』と思いました。そして平成9年11月の神戸の理事会に参加したのが最初で、その時の気分は地方の実業団野球の引退間近の選手が、いきなりプロ野球のオールスターのベンチに入ったようなものでした。先輩から名古屋はホスト役が下手だから、とことん付合うようにと言われ、私なりにこの1年半参加してきましたが、正直に言ってスケールメリットを感じます。情報にしても考え方にしても関東の近畿の名古屋の色を感じます。私利私欲ではなく税理士としての在り方を考えている集団と言うとこそばゆいですが、税理士会の中でこんな集団他に無いでしょ。こう書くと『お前も全青税に染まったな』と言われるでしょうが、赤に染まったわけじゃなし右も左もない、元来無宗教・ノンポリですから、いいもの

はいい悪いものは悪い、それだけです。

全青税の名称のわりには9単位会だけで、今年の組織部が拡大に奔走されていますが、報告を聞いていると『なぜだ』『何でやねん』『なんでー』となってしまいます。全青税に対しての認識が余りにも違っていて哑然としてしまいます。地方の偏見の中での地道な組織部の活動は、新興宗教の布教活動が一般人に受け入れられないのと同じなのか、私も信者になってしまい感覚が麻痺してしまったのかと…絶対に違う、日税連の「税理士界」の原稿依頼があったとき全青税の現状をアピールできればと思いましたが、却下されました。

支部、単位会、全青税それぞれの個性を出して刺激し合い、ポジティブにいきましょうよ。誰からも強制されること無く、時間を割いて経済的にも自己負担して活動しているのだから。

戯曲「ラ・マンチャの男」のなかに、こんなセリフがあるそうです。

夢ばかり見て現実を見ないのは狂気である。

現実ばかりみて、夢を見ないのも狂気である。

しかしもっと恐ろしい狂気は、夢の価値を知っていないながら、現実と折り合いをつける生き方だ。

全国に狂気の輪を広げましょう。

〈岐阜青税〉 林 秀樹

全国青年税理士連盟は、国民主権主義の税法的表現である申告納税制度の維持発展と国民のための税理士制度の発展強化を目的として、年間を通じて精力的な活動を展開しており、我々岐阜県青年税理士連盟（以下岐阜青税と表現します）も鋭意努力をして全青の活動に参加させていただいております。

岐阜青税は設立当初より、活動の比重を会員相互の親睦と税法の研修会に置いており、70名程度の比較的小規模な組織という事もあり、わきあいあいといった雰囲気を持つ組織に育ってまいりました。この親睦から生まれる人間関係が会員各自の大切な財産となって今日の活動を支えているわけです。

ただ、近年会員の高齢化が進み、40才以上の比率がだんぜん高くなってきており、若手税理士の勧誘による組織の拡大が、急務となってきており

ます。岐阜青税としても様々な勧誘活動を行ってきましたが、全青サイドとしても、より若年層の税理士に強くアピールできるイベントや研修活動をさらに取り入れていただけるようお願いしたいと思います。とはいうもののコストパフォーマンスに見合う、これといった対策もなかなかないというのが現状で、新入会員獲得が友人関係の輪をいかに広げるかにかかっていることを、皆がよく分かっているのも現実です。わたし自身としては、実際に青税に参加していろいろと有意義な研修を受けることができましたし、それ迄のいわゆる自分流にやってきた仕事がいかに甘くリスクなものであったかを知ることができただけでもプラスであったし、これによる反省とともに、例えば税務調査等で、正当な主張を正当に表現することの必要性を理解できたことは大切な財産になります。(皆さんにとってこんなことは当たり前のことかも知れませんが)

さて、新入会員獲得に関して、いや獲得だけではなく長期にわたって定着してもらい、いろいろな活動に参画してもらえよう何かい方策はないものか、日々悩み続けております岐阜青税に、起死回生の打開策を授けてくださる方はお見えになりませんか。救世主を求めております。私たち役員は青税のよさをそれなりに理解しているつもりなんです。

〈近畿青税〉 中江嘉和

全国大会は、総会という重要な審議を行う場である。私達会員自身が総会に出席し、全青の基本方針や重点施策を審議し、方向性を確認していくことは、会員の権利であると同時に義務でもあると考える。

一方、実態においては、全国大会開催地となる単位青税は、予算組みに始まり、会場設営・宿泊施設の予約・懇親パーティー・ファミリーツアーの準備等、大変な時間と手間をかけ、加えて各単位青税に動員をお願いするという作業に追われることとなる。そして、動員を依頼された単位青税の役員達は、全青をあまり意識しない会員から、参加費が高いとの不平を聞き、これまたお願いに走ることが繰り返されているように感じる。

近年、全青理事会において『全国大会の在り方』について検討が行われ、ついに本年度において個別具体的な方向性が見出された。

内容は概ね次のとおりである。

1. 会員参加を主体とする。
2. 総会中心として、懇親会等を設営する。
3. 家族ツアー・観光ツアーは実行委員会扱いとしない。
4. 参加費を低廉に押さえるため、原則日帰りとし、宿泊希望については予約手配を行い、各自支払いとする。
5. 参加者の動員、参加費の徴収は各単位青税にお願いする。

2月の全青理事会において、来年西暦2000年全国大会の近畿開催を打診された。近畿青税では、全国大会を上記の方向性で実施することと及び各単位青税に参加いただく全青組織としての準備委員会設置を条件に、お引き受けすることとし、去る3月理事会で西暦2000年近畿開催が承認されたところである。大きな変化に戸惑うこともあるかも知れないが、『総会参加者を過去最多にすること』を目標に、各単位青税の協力をいただきながら近畿青税の力を結集していきたいものである。

それはそれとして、今年の『アロハーで始まる埼玉大会』では、総会を楽しみ、ゆっくりと風呂につきり、アロハショーを満喫したいと思う今日この頃である。



規制緩和委員会の活動について

法対策部長

木下盛弘

政府の行政改革推進本部に所属する規制緩和委員会により、「規制緩和推進3か年計画」の改定案がとりまとめられ、3月30日に行政改革推進本部で承認された後、閣議決定され、公表されました。

規制緩和委員会では活発な委員会活動を通して審議した結果として、「規制緩和についての第1次見解」を平成10年12月15日に公表したのですが、この「第1次見解」を基にこのたびの「改定3か年計画」を取りまとめたわけです。

そこで、規制緩和委員会とはどういう公的な存在であり、どのような組織で運営されているのかということを理解しておくことが、今後の規制緩和推進政策の行方を占うためにも重要なことだと考えられますので、これまでの規制緩和委員会の活動内容を振り返ってみることにしました。

1. 規制緩和委員会設置以前（行政改革委員会の規制緩和小委員会）

1994年12月19日、行政改革委員会設置法（平成6年法律第96号）に基づき、規制緩和その他政府の行政改革の実施状況の監視などを行う機関として、3年間の時限で総理府に「行政改革委員会」が設置されました。この「行革委」は、監視の結果により内閣総理大臣に意見を述べることとされており、特に規制緩和に関しては、行革委の意見が政策に反映されない場合は総理大臣や行政機関の長に対して勧告を行うことができるとされていました。実際には勧告は何も行われませんでした。法律によるこのような機関の設置は政府の規制緩和政策に取り組む強い意思を表しているといえましょう。それは、この行革委の委員がわずか5名にすぎないのに、規制緩和について専門的に調査、検討を行う組織として設置された「規制緩和小委員会」の委員が、活動終了時で19名に拡充されていたことにも表れています。その内の5名は、現在の規制緩和委員会にも名を連ねています。

1995年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画」（旧計画）では、この行革委の監視結果を踏まえ毎年度計画を改定していくこととされたので、政府の計画改定作業に合わせて1995年12月14日と1996年12月16日の2回、行革委は「規制緩和の推進に関する意見」を総理大臣に提出しました。

さらに、1997年12月12日には、規制緩和に関する内容を盛り込んだ「最終意見」を総理大臣に提出しました。

この「最終意見」は同年12月20日に閣議決定された「規制緩和の推進について」において、最大限尊重することとされ、その内容は後述の「規制緩和推進3か年計画」（新計画）にすべて盛り込まれることとなりました。

行革委は、この「最終意見」を取りまとめるにあたり、検討の過程をオープンにして、広く国民の議論を呼び起こすため、これまでになかった「論点公開」を第1次から第7次にわたって公表するとともに、「論点公開」の主要事項については小委員会のメンバーと関係省庁・関係団体等との間での議論をマスコミに公開して「公開ディスカッション」を行いました。さらに最後の3年目には、委員や参加が全国各地で「規制緩和フォーラム」を開催して規制緩和に関する理解の促進と意見交換を行いました。

2. 旧規制緩和委員会（行政改革推進本部の規制緩和委員会：平成10年2月5日～3月19日）

前述の「規制緩和の推進等について」を受けて、1998年1月26日に行政改革推進本部（本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官及び総務庁長官、メンバーは全閣僚）の下に「規制緩和委員会」を設置することが決定されました。（「規制緩和委員会の設置について」）

この委員会は、新たな規制緩和推進計画の策定に資するなど、規制緩和の着実な推進を図る目的で設置されました。

委員長が宮内義彦オリックス（株）社長、委員長代理が鈴木良男（株）旭リサーチセンター社長、委員が岩田規久男上智大学経済学部教授、野口徹也日本労働組合総連合会副事務局長、牧野昭次郎ポリファインブロン・テクノロジーズ・インク副会長、三輪芳朗東京大学経済学部教授、吉永みち子（作家）、参加が田中一昭前行政改革委員会事務局長という合計8名のメンバーで構成されました。委員7名全員が行革委の規制緩和小委員会のメンバーでした。

2月5日の第1回会議で、運営要領が決定され

ました。この委員会は、3月19日まで7回にわたり会議を開催し、経団連やアメリカ合衆国政府・ヨーロッパ連合などの意見を聴取したり、各省庁から新たな3か年計画策定に向けた規制行政の見直し状況についての説明を聴取するとともに、規制緩和政策の具体化を強く要請しました。

2月19日の第3回会議では、三輪委員から、「総理、閣議がともに『最大限尊重』を明確に意志表示した行政改革委員会の『最終意見』の内容そのもの」である「総論、共通方策について」というメモが提出され、活発な審議の契機となりました。そのメモの中で、資格制度については、「法律関係事務や法律に基づく書類作成・手続き等について業務独占規定を有する資格制度について、人的資源の有効活用の観点から、総合的に見直すための検討を開始する」とされています。

3月12日の第6回会議では、「規制緩和委員会注視事項（主なもの）」が取りまとめられ公表されました。これは個別事項に係るものですが、その中の「法務関係」は、法曹人口の大幅増員等、弁護士事務所の法人化等、総合的法律・経済関係事務所の開設、外国法事務弁護士による弁護士との共同事業に係る規制の4項目が掲げられています。

3月19日の第7回会議では、新たな規制緩和推進3か年計画案が了承され、「規制緩和推進3か年計画案（概要）」を公表しました。

3月31日には、行政改革推進本部で規制緩和委員同席の下、新しい「規制緩和推進3か年計画」が規制緩和委員会の「計画案」をベースに決定され、引き続き同日の閣議で新「3か年計画」が決定されました。

この委員会の評価は、「規制緩和白書（P.165）」によりますと、「規制緩和委員会は、行政改革推進本部の下に直結して置かれた、政府の規制緩和についての監視、推進機関としての性格を新計画の策定に至る過程で具体的に内外に示したが、その特徴を一言で言えば、行政を含めた各方面と十分な論議を行い、実現可能なぎりぎりの政策案の形成をめざすという点にある」ということです。

3. 現規制緩和委員会（行政改革推進本部の規制緩和委員会：平成10年5月25日～現在）

新しい「規制緩和推進3か年計画」では、この委員会は、「本計画に係る各事項の推進状況の監視

及び新たな課題への取組など、規制緩和の着実な推進を図る」とされています。

これを受けて、5月25日の第1回会議では、若干の委員の交代を含め、11名の委員で構成されるようになり、運営要領が決定されました。また、総務庁行政管理局内に専担の事務室を置き、委員会の事務機能の充実も図られました。

委員会が宮内義彦オリックス（株）社長、委員長代理が鈴木良男（株）旭リサーチセンター社長、委員が石倉洋子青山学院大学国際政治経済学部教授、岩田規久男学習院大学経済学部教授、川口順子サントリー（株）常務取締役、田中一昭拓殖大学経済学部教授、野口敏也日本労働組合総連合会副事務局長、浜田広（株）リコー会長、牧野昭次郎ポリファイブロン・テクノロジーズ・インク副会長、アンソニー・ミリントン欧州自動車工業会東京事務所理事長、八代尚宏上智大学国際関係研究所教授という合計11名のメンバーで構成されています。なお、9月22日の第4回会議から、神田秀樹東京大学法学部教授が追加でメンバーに加わりました。

この委員会は「規制緩和推進3か年計画」の改定案を審議し最終的な取りまとめを完了した3月16日の第20会議まで積極的な委員会活動を行っています。全体の委員会とは別にワーキンググループが設けられ個別の分野ごとの問題検討が詳細に検討されることになりました。当初、分野個別的なものについて大括りの3つのグループと分野横断的なものについての1グループの4グループに分けられて、それぞれの検討に入りました。

6月23日の第2回会議では、6月1日から19日にかけて開催された計29回のワーキンググループによる勉強会・検討会の成果を受けて、個別分野14、横断的事項4の合計18にワーキンググループを細分化し再構成しました。個別分野は、①情報・通信、②競争政策等、③住宅・土地・公共工事、④金融・証券・保険、⑤運輸、⑥教育、⑦エネルギー、⑧法務、⑨流通、⑩公害・廃棄物・環境保全・危険物・防災・保安、⑪雇用・労働、⑫基準・規格・認証、⑬輸入、⑭医療・福祉の14分野で、横断的事項が、①総論、②参入規制、③資格制度、④基準・規格・検査・検定の4事項です。この内の「資格制度」については、主査が田中一昭委員、副主査が鈴木良男委員となりました。ま

た、この会議では、国民・事業者からの意見を広く受け付けるためにインターネットホームページやマスコミを通じて意見聴取活動を行っている旨が事務室から報告されています。総務庁のホームページを見ますと、「あなたの意見が“規制緩和”を進めます」と題して、次のように意思表示をして郵便・ファックス・電子メールによる意見募集をしています。「政府は、内外の意見・要望を踏まえ、多様で豊かな国民生活の実現、経済の活性化、国際統合化の実現、国民の負担感の半減、行政事務の簡素化などをねらいとして、規制緩和の推進に積極的に取り組んでいます。(中略) 規制緩和の推進の実効を上げるためには、国民・事業者の皆様のご理解とご支援が不可欠であり、内外の意見・要望を検討し、引き続き聖域を設けず見直しを進めていくこととしています。」(総務庁ホームページ「第2回規制緩和委員会議事概要」参照)

7月21日に予定されていた第3回会議は、参議院議員選挙後の政局の流れに押し流される形で、8月11日に延期して開催されました。この会議では、今後の調査審議テーマが概定されました。このテーマには、「今後新たにに取り組んでいくことが必要ではないかとの観点から取り上げることとしたもののほか、規制緩和推進3か年計画の中に盛り込まれている事項であって、その進捗状況、検討状況を注視することを主な観点として取り上げられることとしたもの及びその取組内容を深度化、具体化、早期実施化できないか等の観点から取り上げることとしたものを含んで」います。ここで初めて、資格制度について、「公的な業務独占資格について資格要件や業務範囲等の在り方を含めた見直し」という論点が提起されました。

9月22日の第4回会議で、「規制緩和に関する論点公開(案)」が審議され、即日公表されました。全部で67の項目があり、135の論点にまとめられています。資格制度については、「経済・産業の活性化、起業機会・新規雇用の創出」という大きな項目の中に、「公的な業務独占資格について資格要件や業務範囲等の在り方を含めた見直し(横断的検討「資格制度」)」として、全体では65番目の項目として論点が提起されました。ここでは、業務独占資格が、「企業の市場参入に相当する個人の特定の労働市場への参入規制である」として、資格制度を経済的規制と捉え、原則規制撤廃とすべきも

のとの立場から、①業務独占範囲の見直し、②合格者数制限の見直し、③受験資格要件の見直し、④関連・類似資格の統合等、⑤報酬規定等の5つの論点を提起し説明を加えています。

この5つの論点では現行の税理士制度の基である税理士法のどの条文が検討対象となるかといいますと、①については第3条(税理士の資格)・第2条(税理士の業務)、②については第7条(試験科目の一部の免除)・第6条(試験の目的及び試験科目)・税理士法施行令第6条(合格の基準)、③については第5条(受験資格)・第8条(試験科目の一部の免除)、④については第6条(試験の目的及び試験科目)、⑤については第18条(登録)・第19条(税理士名簿)・第49条(税理士会)・第49条の2(税理士会の会則)・第49条の12(日本税理士会連合会)が該当してくるようになります。

ここで注意しなければならないのは、規制緩和委員会は業務独占が法令で定められている98種類の資格すべてを所轄の監督省庁の違いを超えて横断的に一元的に検討しているということです。業務独占資格98種類のすべてが参考資料として省庁ごとのリストで明示されましたので、この表からも分かるとおり、「最終意見」が指摘した法的サービス資格に限られていない全ての資格を一括して論じているというこの「論点公開」の論点提起は、どうも大雑把でいささか乱暴な論点のまとめかただと言わざるを得ないのではないかと考えられます。いずれにしても、従来の省庁縦割りの議論だけにとらわれない新しいやり方ということでのような成果が挙がるのか成り行きが待たれます。

また、この論点公開を機に公開ディスカッションを委員会として開催することが決定されました。この公開討論は、関係する省庁の担当者・業界の代表者やその補足説明者と規制緩和委員会のワーキンググループの担当主査を中心とした委員会メンバーが意見発表・意見交換を行うもので、10月8日の第5回会議から11月17日の第9回会議までに、以下のとおり6回行われました。

① 農産物検査の在り方について(10月8日。「流通」分野。食糧庁。農協など。主として米の検査について民営化の検討などが討論されました。)

② NTTの在り方について(10月8日。「情報・通信」分野。郵政省。NTTなど。主としてNT

Tの分野と分割された会社間の公正な競争確保について討論されました。)

③ 産学連携の促進について(10月15日。「教育」分野。文部省。人事院。東京大学など。主として理工系の技術移転・国立大学職員の兼業について討論されました。)

④ 労働者派遣事業など労働需給調整関係規制について(10月15日。「雇用・労働」分野。労働省。日経連・労働組合総連合会など。主として職業安定法等に基づく国による労働力需給調整制度の存廃について討論されました。)

⑤ 法曹人口の大幅増員と関連問題(10月20日。「法務」分野。法務省。日弁連など。司法試験合格者数の増加。法曹三者協議の在り方・司法修習所での研修制度について討論されました。)

⑥ 企業による病院経営についての検討と関連問題(11月17日。「医療・福祉」分野。厚生省。医師会・病院会など。主として営利法人の病院経営の適否について討論されました。)

11月25日の第10回会議、12月2日の第11回会議、12月8日の第12回会議では、「規制緩和についての第1次見解(案)」について、総論・各論の個々の内容について綿密な検討がなされました。特に第11回会議では小淵恵三総理大臣とも意見交換が行われましたが、小淵総理はあいさつの中で、「現下の状況を乗り越えた後、21世紀に向けて持続的成長の基盤を強化し、また、起業や事業の展開を通じて雇用の場を創出、確保していくためには、我が国経済社会の抜本的な構造改革を進めていかなければなりません。そのため、聖域を設けず規制緩和を推進していくことは不可欠な課題であり、決して一時もその歩みを止めてはならないものと確信しております。」と、規制緩和政策が経済対策である旨を表明しています。

平成10年12月15日の第13回会議で、それまでの活動の集大成である「規制緩和についての第1次見解」を決定し、小淵行政改革推進本部長に提出しました。「行政追認、色濃く」「医療・福祉大きく後退」「迷走する規制緩和」との批判(日本経済新聞、平成10年12月17日)もありますが、この「第1次見解」は現時点で最大限に可能な規制緩和への提言であり今後の政府の政策に反映されてゆくことは確実です。それは、総論にあたる第1章「規制緩和の今後の進め方」に明記されているとお

り、今後重視すべき視点として掲げられた、①国際性の視点、②効率的な規制緩和の視点、③「規制改革」という視点、④国民の理解と協力を得る視点に基づいて具体的な諸施策の立法化となって実現されてゆくものと考えべきでしょう。

資格制度についても、まだ法令上の規定状況及び現状を全般的に調査した段階のものなので、個々の資格についての本当の実情を的確に促えて論旨を展開しているとはいえません。税理士制度における試験の合格基準が施行令で定められている点や合格科目の積み上げによる合格方式を資格取得の容易化の観点から好意的に評価したりしている反面、「資格取得の要件が試験合格を原則としているにもかかわらず、資格取得者のほとんどが試験合格以外の特例による取得者である資格については、廃止を含めその在り方を検討すべきである」と、試験という規制を強化すべきとの論旨まであります。

平成11年2月2日から3月16日までの第14回会議から第20回会議において、関係団体等からのヒアリングを行ったり、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」や「規制緩和推進3か年計画」の改定案を審議し、委員会案を取りまとめました。



11月14日は千葉へ全員集合!!

研究部 桐谷 美千子

みなさん、こんにちは!

全青秋季シンポジウム担当、千葉の桐谷です。今年のシンポジウムは、皆で考える規制緩和!

タイトルは「規制崩壊－地域的温度差を無くすために－」に決定致しました。

規制緩和緩和に関する勉強会は、日本全国至る所で行われていると聞きます。つい先日は国税関係の方が講演なさったとか…。けれどもその内容は開催団体や開催地によって色々と異なりをみせている様です。ならば日本で唯一の青年税理士団体が「みんなで考えようぜ」と声を揃えて研究してみようと、そう考えたのです。

各チームの研究テーマは以下の通りです。

東京「無償独占と高い公共性との関係」

無償独占の必要性を説く理由の1つに税理士には高い公共性が要求されているためと言われていたが、高い公共性とはいったい何なのか?

岐阜「WTO・GATSの存在とその影響」

2つの団体の存在が税理士界に及ぼす影響はどのような事が想定されるのか、また、その対処の方法とは?

埼玉「総合的法律経済関係事務所」

この「総合的・・・事務所」とはどんな事務所なの? 一足先に現実化された法務法人の例から推測し、その姿を模索していきたい。

近畿「臨税問題を中心とした自由競争に関する問題について」

税理士の資格を持たない者に税理士業務を行わせることとなる可能性は?

神奈川「自己責任と税理士賠償責任の関係について」

税理士業務を依頼する側と依頼される側で負うべき責任の範囲は?

名古屋「他士業及び他業の方が業界に算入してくる場合の問題について」

資格取得の問題、一部業務の他士業への開放など「無償独占」の問題はどうなるのか?

も青税会員が同じ基礎知識を持っていただけるよう、特に地域的温度差を無くすためにテーマを絞りました。

いかがでしょうか? みなさん「オレにも言わせる!」と手を上げたくなりませんか。これから11月14日まで、各单位会の皆様は発表準備で大忙しですね。どうぞお体を大切に、そしてすばらしいシンポジウムになるようがんばろう!

さて、当日の会場をご紹介致しましょう。みなさんは「東京湾アクアライン」を御存知のことと思います。そのアクアラインを降りて車で約15分の所に世界の頭脳が集まる「かずさアカデミアセンター」というコンベンションホールがあります。国際会議なども行われる、施設の充実したすばらしい会場です。控え室にはシャワーも付いています(お芝居形式で発表される方はどうぞご利用下さい)。当日使用するメインホールは黄色の皮張りのイス、全700席です。700席??…そんなに驚かないで下さい。今回のシンポジウムは私達税理士の未来を賭けた大仕事、ですから同業の方々と発表を御聞きになりたい方、又はこの人には聴いておいてもらいたい!など青税会員外の方も大勢ご参加願えるように万事準備しております。どうぞ皆様、友人知人等々たくさんの方をお呼び下さい。大歓迎です。

大歓迎といえば、シンポジウム終了後の懇親会はアカデミアホール隣にあります「オークラアカデミアパークホテル」で行います。ここはオークラ系でありながら、他よりちょっと安いという地元に大人気のホテルです。特にステーキのレストランは抜群です。お試しあれ!!

さて長々と今年のシンポジウムについてご説明してきましたが、大切な参加費について、今回はお一人5千円になる予定です。千葉は何でも高いと思っていられる方、今回は違います。安心して下さい。

交通手段についても、東京駅から現地までのバスを出す予定です。もちろん、帰りも東京駅までお送り致します。みなさんがシンポジウムに集中できるよう私達研究部そして千葉青税の皆さんのご協力も頂いて一生懸命がんばりたいと思います。

11月14日は千葉の地でお会いいたしましょう!お待ちしております!!

規制緩和の問題は将来に関わる問題ですから、ポイントを挙げるとキリがありません。その中で

おもしろい全国大会予告編

開催日 平成11年8月1日(日)～3日(火)

これであなたも迷わず申込書をFAXしたくな～る!

第32回さいたま大会
実行委員長 高橋節男



研修、総会、宿泊をするホテルハワイアンズ

皆さん アロハー!

そろそろお手許には、今年の全国大会(さいたま大会 in ハワイアンズ)のパンフレットが届いていることと思います。どうですか今年の全国大会は? 研修あり、温泉あり、観光ありとなかなか盛り沢山でしょう。しかし皆さんの中には、極く少数でしょうが慎重に考えている方もいらっしゃることでしょう。そこで今回は、そんな石橋を叩いても渡らない方のために、更にパンフレットではお伝えできない魅力に迫ってまいります。

★魅力その1

開催場所……楽しさいロイロ、スパリゾートハワイアンズ

スパリゾートハワイアンズは、その名のとおり豊富な温泉を利用したテーマパークです。その中は、次の3つのゾーンに分かれており、それぞれ趣向を凝らした造りで楽しませてくれます。

◎ ウォーターパーク



ウォーターパークは、常時28℃に設定されている巨大ドーム。その中は、ハワイルームあふれる、水とアクティブに遊ぶ施設です。水をスリルとスピードで楽しむ熱狂アイテムと南国探検気分満点のビュー、そして情熱的なダンスショーが、昼は陽気に夜はロマンティックに南国の時を楽しめます。

◎ スプリングパーク

スプリングパークは、南欧風の雰囲気漂うリゾートパークで屋内、屋外とあり、水着で温泉が楽しめる施設です。屋内は、オシャレな吹き抜けドームとなっており、バラエティ豊かな温泉を楽しむことができます。また屋外は、2500㎡の広い公園の中を温泉の川が流れ、リゾート気分を満喫できます。

▼スプリングタウン屋内



スプリングタウン屋外▲

◎江戸情話与一



ギネスブックにも載った世界最大の露天風呂。江戸時代の雰囲気漂う露天風呂からは、三味線の音とともに、その弾く姿が障子越しに写しだされ、江戸情緒タップリです。

また入り口にある、そば処のそばとそば焼酎は青税理事にも大変好評です。



★魅力その2

研 修……「石炭産業からレジャーへ」

へえ～ハワイアンズのオープンの前に舞踊学校を設立したのか。

今回は、現在常磐興産(株)常務取締役猪狩司氏にお願いいたしました。猪狩氏は、常磐興産(株)の前身である常磐炭礦(株)に昭和27年入社いたしました。当時隆盛を誇っていた石炭産業も、産業構造の変化により徐々に衰退してきました。その時代の流れの中で、新たなレジャー部門を興し、現在のハワイアンズの基礎を築く責任者として活躍したのが、猪狩氏であります。ハワイアンズをオープンさせるにあたっては、その目玉であるポリネシアンダンスショーのために、まず舞踊学校を設立し、一流のダンサーを育てることから臨みました。その発想は、我々にとっても、これから物事を考える場合の大きなヒントとなることでしょう。

★魅力その3

◎新鮮な海の幸をおみやげに！(日帰りツアー)



いわき・ら・ら・ミュウ

日帰りツアーの特徴は何ととってもリーズナブル。そのくせいわき市周辺の名所をくまなく観光できる欲張りな内容です。昼食は小名浜で新鮮な海の幸がご賞味いただけます。

勿論、都会では考えられない値段で魚介類も手に入ります。

◎日本の歴史と高原の散策を楽しもう！(一泊ツアー)

せっかく福島に来たのなら、やはり会津磐梯観光は欠かせません。今回は特に、日頃運動不足の青税会員のために、素晴らしい景観の五色沼を散策するコースを設定いたしました。

その他にも、お子さんの夏休みの宿題の足しにもなるよう会津の史跡も訪ねます。



会津砦ヶ原



五色沼

いかがですか今年の全国大会は。このように埼玉青税では、多くの会員とご家族の皆様喜んで参加していただけるようにいろいろと趣向を凝らし、着々と準備をしております。

それでは皆様、申込書にご記入の上、FAXをお願いします。埼玉青税一同、首を長くしてお待ちしております。

(あとがきにかえて)